

平成 18 年 9 月 1 日 一部改定
平成 20 年 1 月 10 日 一部改定

大阪後縦靭帯骨化症友の会(大阪 OPLL 友の会) 会則

(名称)

第1条 本会は「大阪後縦靭帯骨化症友の会」、略称「大阪 OPLL 友の会」という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、当分の間、会長の居住地とする。

(目的・活動)

第3条 本会は、後縦靭帯骨化症患者自身、家族、介護者、賛助会員、賛助団体などが連携し、医療体制の確立および福祉の向上を求め、社会啓発活動、会員相互の親睦、組織の充実を図ることを目的とする。

(会員の種別など)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 患者会員 | 医師より骨化症と診断を受けた方 |
| (2) 介護会員 | 患者会員の家族、親戚、友人、知人など |
| (3) 賛助会員 | 会の趣旨に賛同し、会の運営や活動を支援する者 |
| (4) 賛助団体 | 会の趣旨に賛同し、会の運営や活動を財政支援する団体 |

(入会)

第5条 本会に入会しようとする方は、入会申込書を会長に提出し その承認を受けなければならない。

(会費の納入)

第6条 会員は、以下に従って会費を納めなければならない。

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 患者会員 | 年間3600円 |
| (2) 介護会員 | 徴収しない |
| (3) 賛助会員 | 徴収しない |
| (4) 賛助団体 | 年間 一口 12000円 |

2. 会計年度の途中に入会する場合は、入会月より3月までの会費を納めるものとする。

3. 会費の納入は、期初を原則とする。

(資格の喪失)

第7条 会員は次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本会が解散したとき。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会願を会長に提出し、その月までの会費を完納することとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号の1に該当するときは、除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、または信用を失うような行為があつたとき。
- (2) 会則または総会の決議を無視する行為があつたとき。
- (3) 著しく会費を滞納したとき。

(権利の喪失)

第10条 退会したものまたは除名されたものは、会員としての一切の権利を失い、すでに納入した会費その他本会の資産に対してなんらの請求をすることができない。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 相談役 若干名

(役員の選任)

第12条 役員は協議して決定する。

(役員の職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたとき、その職務を行う。

3. 会計は会の会計に関する職務を行う。

4. 監事は 民法第59条に定める職務を行う。

5. 相談役は、会の運営などについて相談を受けることとする。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員の解任)

第15条 役員が次の各号の1に該当するときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員の報酬)

第16条 役員はすべて無給とする。

(会議)

第17条 会議は 定期総会 と 臨時総会 とする。

2. 会議は会長が召集する。

3. 臨時総会は 会長が必要と認めたときに召集する。

4. 総会は司会者1名、議長1名 を選出する事とする。ただし議長の選出が困難なときは、司会者一名にて議事を進行できる。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業報告および収支決算。

(2) その他の重要事項

(総会の定足数)

第19条 会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2. 総会は 総会員の過半数の出席により、議決できる。

3. 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または、他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は 每年4月1日から、翌年の3月31日までとする。

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、会費、寄付金、およびその他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第23条 本会の資産は、会長が管理し、日常の出入金は会計がこれを行う。

(経費の弁済など)

第24条 本会の経費は資産をもって弁済する。

2. 役員が会の為に要した費用は全額を会より支払うものとする。
3. 他の会の会合などに参加する場合であって、一部費用の支払いを受けた場合は、その残額を支払うものとする。
4. 当会の総会、医療相談会、交流会などの交通費やその他の費用は会より支払わない。
5. 当会が加盟する団体の会費は、会より支払うこととする。
6. 毎事業年度の決算において剩余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類)

第25条 会長および会計は毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) その他必要な付属書類

2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

(会則の変更)

第26条 この会則は、総会において、出席会員の4分の3以上の議決を得れば、変更できることとする。なお、会に支障がない範囲において会長が改定することとする。

(解散)

第27条 会の解散は、会員の80パーセント以上の賛成にて決定する。

(残余財産の処分)

第28条 本会の解散による残余財産の処分は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得て決定することができる。